

# 熊本県公報

号外 第 13 号  
平成 19 年 3 月 30 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

### 登 載 依 頼

- 熊本県議会議員一般選挙の選挙期日等……………(選挙管理委員会) 1
- 熊本県議会議員一般選挙の投票用紙の様式……………( " ) 2
- 熊本県議会議員一般選挙のポスター掲示場にポスターを掲示すること  
ができる日……………( " ) 2
- 熊本県議会議員一般選挙の実費弁償及び報酬の最高額……………( " ) 2
- 熊本県議会議員一般選挙の開票の事務と選挙会の事務を併せて行わな  
い旨の告示……………( " ) 3
- 熊本県議会議員一般選挙の選挙長及び選挙長職務代理者……………( " ) 3
- 熊本県議会議員一般選挙の選挙会の場所及び日時……………( " ) 4

### 登 載 依 頼

#### 熊本県選挙管理委員会告示第 18 号

平成 19 年 4 月 29 日に任期が満了する熊本県議会議員一般選挙を、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成 18 年法律第 107 号）第 1 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり執行する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長

岩 尾 映 二

- 1 選挙期日 平成 19 年 4 月 8 日
- 2 選挙区及び選挙すべき議員の定数

選 挙 区 名	議 員 定 数
熊本市選挙区	16
八代市・八代郡選挙区	4
人吉市選挙区	1
荒尾市選挙区	2
水俣市選挙区	1
玉名市選挙区	2
天草市・天草郡選挙区	3
山鹿市選挙区	2
菊池市選挙区	1
宇土市選挙区	1
上天草市選挙区	1
宇城市選挙区	2
阿蘇市選挙区	1
合志市選挙区	1
下益城郡選挙区	1
玉名郡選挙区	1
鹿本郡選挙区	1
菊池郡選挙区	2
阿蘇郡選挙区	1
上益城郡選挙区	2
葦北郡選挙区	1
球磨郡選挙区	2

熊本県選挙管理委員会告示第 19 号

熊本県公職選挙執行規程（平成 12 年熊本県選挙管理委員会告示第 15 号）第 24 条の規定に基づき、平成 19 年 4 月 8 日執行の熊本県議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 岩 尾 映 二

こうほしやしめい 候補者氏名	一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 <small>こうほしやしめい らんない ひとりか</small>	二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 <small>こうほしやもの しめいか</small>	平成十九年執行 熊本県議会議員一般選挙投票 <small>ちゅうい</small> ○ 注意 熊本県選挙管理委員会之印
-------------------	--	---	---

備考

- 1 規格は、縦 13 センチメートル、横 9 センチメートルとする。
- 2 紙の色は、クリーム色とする。
- 3 文字は、黒色とする。
- 4 「熊本県選挙管理委員会之印」は刷り込みとする。

熊本県選挙管理委員会告示第 20 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 第 7 項の規定に基づき、平成 19 年 4 月 8 日執行の熊本県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することのできる日を次のとおり定める。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 岩 尾 映 二

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県選挙管理委員会告示第 21 号

平成 19 年 4 月 8 日執行の熊本県議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 197 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員並びに専ら同法第 141 条第 1 項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を次のとおり定める。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 岩 尾 映 二

- 1 選挙運動に従事する者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額
  - イ 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
  - ロ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

- ハ 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
- 二 宿泊料（食料 2 食分を含む。） 1 夜につき 12,000 円
- ホ 弁当料 1 食につき 1,000 円、1 日につき 3,000 円
- へ 茶菓料 1 日につき 500 円
- 2 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる報酬の額
  - イ 基本日額 10,000 円以内
  - ロ 超過勤務手当 1 日につき基本日額の 5 割以内
- 3 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額
  - イ 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ 1 のイ、ロ及びハに掲げる額
  - ロ 宿泊料（食料を除く。） 1 夜につき 10,000 円
- 4 選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の額
  - イ 選挙運動のために使用する事務員 1 人 1 日につき 10,000 円以内
  - ロ 専ら同法 141 条第 1 項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1 人 1 日につき 15,000 円以内
  - ハ 専ら手話通訳のために使用する者 1 人 1 日につき 15,000 円以内

**熊本県選挙管理委員会告示第 22 号**

平成 19 年 4 月 8 日執行の熊本県議会議員一般選挙における選挙会の区域と開票区の区域が同一である選挙区において、開票の事務を選挙会の事務に併せて行わないので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 79 条第 2 項の規定に基づき告示する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 岩 尾 映 二

**熊本県選挙管理委員会告示第 23 号**

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 75 条第 3 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 80 条第 1 項の規定に基づき、平成 19 年 4 月 8 日執行の熊本県議会議員一般選挙における選挙長及び選挙長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 岩 尾 映 二

選挙区名	選 挙 長		選挙長職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
熊本市	熊本市打越町 11 番 71 号	内田 豊	熊本市渡鹿六丁目 7 番 68 号	河野 孝
八代市・ 八代郡	八代市出町 6 番 17 号	上村 正勝	八代市鼠蔵町 1338 番地 2	小嶋 宣雄
人吉市	人吉市西間下町 261 番地 3	落合 紀行	人吉市城本町 578 番地	濱田 芳彰
荒尾市	荒尾市荒尾 3586 番地 1	馬場 英理	荒尾市平山 1138 番地	田上 稔
水俣市	水俣市月浦 247 番地 102	森 安功	水俣市中鶴 490 番地	宮崎 英司
玉名市	玉名市富尾 295 番地	平嶋 幸一	玉名市岱明町扇崎 15 番地 1	美崎 實雄
天草市・ 天草郡	天草市久玉町 284 番地 6	川邊 榮喜	天草市五和町鬼池 1044 番地	竹原 純忠
山鹿市	山鹿市上吉田 1065 番地	大道 博信	山鹿市鹿央町岩原 1500 番地 3	吉良 節哉
菊池市	菊池市旭志麓 467 番地 1	中野 數馬	菊池市長田 514 番地	中村 昭
宇土市	宇土市本町二丁目 35 番地	須藤 潤一	宇土市走潟町 2402 番地	田代 幸士
上天草市	上天草市大矢野町中 313 番地 8	池田 昇	上天草市松島町合津 2761 番地	松浦 省一
宇城市	宇城市豊野町安見 4354 番地 1	内村 猛	宇城市小川町北海東 2248 番地 1	千年原征雄
阿蘇市	阿蘇市小野田 1143 番地	佐伯 主計	阿蘇市波野大字滝水 316 番地 5	古澤 一丸
合志市	合志市須屋 1337 番地 6	後藤 雄輔	合志市野々島 5342	藤岡 信亮
下益城郡	宇城市松橋町松橋 1849 番地 1	吉田 國靖	熊本市八反田一丁目 11 番 8 号	横山 香
玉名郡	玉名市岩崎 678 番 1 号	古里 政信	菊池郡菊陽町津久礼 4041 番 7 号	三角 浩一
鹿本郡	鹿本郡植木町大字正清 990 番地 の 4	田中 謙介	鹿本郡植木町大字豊田 375 番地 の 3	内藤 恒
菊池郡	菊池市隈府 546 番地 9	米満 讓治	熊本市花園五丁目 25 番 8 号	師富 省三
阿蘇郡	阿蘇市一の宮町宮地 4555 番地	鷹尾 雄二	阿蘇市一の宮町宮地 4555 番地	福山 武彦

	86		32	
上益城郡	上益城郡御船町木倉 1059 番地 10	白濱 良一	宇土市築籠町 110 番地 6	田中 龍一
葦北郡	葦北郡芦北町大字花岡 1658 番地 15	田上 勲	葦北郡芦北町大字花岡 13 番地 1	中島 克彦
球磨郡	人吉市西間下町 134 番地 1	永松 俊雄	人吉市九日町 60 番地	坂本 孝広

**熊本県選挙管理委員会告示第 24 号**

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 77 条第 1 項及び同法第 78 条の規定に基づき、平成 19 年 4 月 8 日執行の熊本県議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 岩 尾 映 二

選挙区名	場 所		日時
熊本市	熊本市役所別館自転車駐車場7階	熊本市花畑町9番1号	平成19年4月10日午後2時
八代市・八代郡	八代市千丁支所	八代市千丁町新牟田1502番地1	平成19年4月10日午後2時
人吉市	人吉市役所別館	人吉市西間下町118番地	平成19年4月10日午後2時
荒尾市	荒尾市役所	荒尾市宮内出目390番地	平成19年4月10日午後2時
水俣市	水俣市職員共済会館「秋葉」	水俣市陣内1丁目1番1号	平成19年4月10日午後2時
玉名市	玉名市役所	玉名市繁根木163番地	平成19年4月10日午後2時
天草市・天草郡	天草市役所	天草市東浜町8番1号	平成19年4月10日午後2時
山鹿市	山鹿市役所	山鹿市山鹿978番地	平成19年4月10日午後2時
菊池市	菊池市役所庁舎	菊池市隈府888番地	平成19年4月10日午後2時
宇土市	宇土市役所	宇土市浦田町51番地	平成19年4月10日午後2時
上天草市	上天草市役所大矢野庁舎	上天草市大矢野町 上1514番地	平成19年4月10日午後2時
宇城市	宇城市役所	宇城市松橋町大野85番地	平成19年4月10日午後2時
阿蘇市	阿蘇市役所	阿蘇市一の宮町宮地504番地1	平成19年4月10日午後2時
合志市	合志市役所 合志庁舎	合志市竹迫2140番地	平成19年4月10日午後2時
下益城郡	熊本県宇城総合庁舎	宇城市松橋町大字久興字井手下400番 地の1	平成19年4月10日午後2時
玉名郡	熊本県玉名総合庁舎	玉名市岩崎1004番地の1	平成19年4月10日午後2時
鹿本郡	植木町役場	鹿本郡植木町大字岩野238番地1	平成19年4月10日午後2時
菊池郡	熊本県菊池総合庁舎別館	菊池市隈府1272番地10	平成19年4月10日午後2時
阿蘇郡	熊本県阿蘇総合庁舎	阿蘇市一の宮町宮地2402番地	平成19年4月10日午後2時
上益城郡	熊本県上益城総合庁舎	上益城郡御船町辺田見396番地の1	平成19年4月10日午後2時
葦北郡	熊本県芦北総合庁舎	葦北郡芦北町大字芦北2670番地	平成19年4月10日午後2時
球磨郡	熊本県球磨総合庁舎	人吉市西間下町一本杉86番地の1	平成19年4月10日午後2時

